

○前橋市富士見地区農村環境改善センター使用料取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、前橋市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例（昭和57年条例第40号。以下「条例」という。）及び前橋市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例施行規則（昭和57年規則第38号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、前橋市富士見地区農村環境改善センター（以下「改善センター」という。）の使用料の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用料の減免の適用基準)

第2条 規則第6号の規定による使用料減免申請書を提出した者で、条例第10条の規定にある「市長は、特に必要があると認めるとき」とは、次のとおりとする。

内 容 等	減免額
本市の農業団体等 ○農業経営の合理化、農家生活の改善及び農業者等の健康増進に寄与する目的による利用の場合	免 除
本市の行政機関 ○市、農業委員会、上下水道局、市議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会、公平委員会 等	免 除
本市が出資している法人その他市の行政運営と密接な関連を有する公共的団体等 ○公共的団体等 (1) 出資法人等 財団法人前橋まちづくり公社 財団法人前橋観光コンベンション協会 社会福祉法人前橋市社会福祉協議会 上記の団体に準じる団体 (2) 公共的団体 自治会、消防団 等 (3) その他公共的団体等 防犯、防災、交通安全、環境、社会福祉、高齢福祉等の各分野において、市と相互に協力し、市民の自治活動を展開	免 除

し、地域住民の生活向上に寄与する団体等	
青少年及び成人に対して組織的な教育活動を行う団体 ○市立小中養護学校、市立幼稚園、地区体育協会、地区老人クラブ連合会 等	免 除
前橋市有施設の使用料を減免されている団体 ○市長及び市教育長等が発行した市有施設使用料減免決定通知等を受けている団体等がその通知書の写しを提出した場合	減免相当額 (10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額。)
前橋市有施設の使用料を減免されている団体以外で地方公共団体又は本市が事務局を努める団体又は本市職員が事務局員を務める団体が主催する催し物に出演又は出場する団体 ○出演又は出場する催し物への依頼書、申込書の写し、その催し物へ出演又は出場することが確認できる印刷物等の何れかを使用料減免申請書に添付した場合	出演又は出場 日前1ヶ月以内の4回分を免除

(使用料減免申請書)

第3条 第2条にある使用料減免申請書は、所長が認めた場合は次のとおりとする。

- 1 本市の行政機関、本市が出資している法人その他市の行政運営と密接な関連を有する公共的団体等及び青少年及び成人に対して組織的な教育活動を行う団体については提出したものとみなし、略することができる。
- 2 前橋市有施設の使用料を減免されている団体等は施設使用料減免決定通知書等の写しを申請書とみなすことができる。

(使用料減免での利用)

第4条 第2条に掲げる使用料を減免する団体の利用については、他の公共施設において使用料減免での利用を含め週1回とする。ただし、当施設の申し込み状況を勘案し、市長が認めた場合は、この限りでない。

(その他)

第5条 その他、利用について定める事項は、「前橋市公民館の利用に係る許可等の基準及びその解釈・運用方針」を準用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年1月1日から施行する。
- 2 前橋市富士見地区農村環境改善センター使用料の減免適用基準（平成21年5月5日施行）は、廃止する。
- 3 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。